

重度訪問介護

令和3年度報酬単価

下記以外	1時間未満	185 単位
	1時間以上1時間30分未満	275 単位
	1時間30分以上2時間未満	367 単位
	2時間以上2時間30分未満	458 単位
	2時間30分以上3時間未満	550 単位
	3時間以上3時間30分未満	640 単位
	3時間30分以上4時間未満	732 単位
	4時間以上8時間未満	817単位に30分を 増すごとに+85 単位
	8時間以上12時間未満	1497単位に30分を 増すごとに+85 単位
	12時間以上16時間未満	2172単位に30分を 増すごとに+80 単位
16時間以上20時間未満	2818単位に30分を 増すごとに+86 単位	
20時間以上24時間未満	3500単位に30分を 増すごとに+80 単位	

旧単価

下記以外	1時間未満	184 単位
	1時間以上1時間30分未満	274 単位
	1時間30分以上2時間未満	366 単位
	2時間以上2時間30分未満	457 単位
	2時間30分以上3時間未満	549 単位
	3時間以上3時間30分未満	639 単位
	3時間30分以上4時間未満	731 単位
	4時間以上8時間未満	816単位に30分を 増すごとに+85 単位
	8時間以上12時間未満	1496単位に30分を 増すごとに+85 単位
	12時間以上16時間未満	2171単位に30分を 増すごとに+80 単位
16時間以上20時間未満	2817単位に30分を 増すごとに+86 単位	
20時間以上24時間未満	3499単位に30分を 増すごとに+80 単位	

重度訪問介護

令和3年度報酬単価

病院等に 入院又は 入所中の 障害者に 提供した場合	1時間未満	185 単位
	1時間以上1時間30分未満	275 単位
	1時間30分以上2時間未満	367 単位
	2時間以上2時間30分未満	458 単位
	2時間30分以上3時間未満	550 単位
	3時間以上3時間30分未満	640 単位
	3時間30分以上4時間未満	732 単位
	4時間以上8時間未満	817単位に30分を 増すごとに+85 単位
	8時間以上12時間未満	1497単位に30分を 増すごとに+85 単位
	12時間以上16時間未満	2172単位に30分を 増すごとに+80 単位
16時間以上20時間未満	2818単位に30分を 増すごとに+86 単位	
20時間以上24時間未満	3500単位に30分を 増すごとに+80 単位	

旧単価

病院等に 入院又は 入所中の 障害者に 提供した場合	1時間未満	184 単位
	1時間以上1時間30分未満	274 単位
	1時間30分以上2時間未満	366 単位
	2時間以上2時間30分未満	457 単位
	2時間30分以上3時間未満	549 単位
	3時間以上3時間30分未満	639 単位
	3時間30分以上4時間未満	731 単位
	4時間以上8時間未満	816単位に30分を 増すごとに+85 単位
	8時間以上12時間未満	1496単位に30分を 増すごとに+85 単位
	12時間以上16時間未満	2171単位に30分を 増すごとに+80 単位
16時間以上20時間未満	2817単位に30分を 増すごとに+86 単位	
20時間以上24時間未満	3499単位に30分を 増すごとに+80 単位	

重度訪問介護

令和3年度報酬単価

重度障害者等の場合	15 %	
障害者支援区分6に該当する者の場合	8.5 %	
2人の重度訪問介護従業者による場合	× 2	
熟練従事者が同行して支援を行う場合	× 1.7	
夜間もしくは早朝の場合	25 %	
深夜の場合	50 %	
90日以上利用減算 「病院等に入院又は入所中の障害者に提供 した場合」に限る	80 %	
身体拘束廃止未実施減算 ※令和5年4月から適用	-5 単位	新設
特定事業所加算（Ⅰ）	20 %	
特定事業所加算（Ⅱ）	10 %	
特定事業所加算（Ⅲ）	10 %	
特別地域加算	15 %	
緊急時対応加算 ※地域生活支援拠点等の場合	100 単位 +50 単位	
喀痰吸引等支援体制加算 「病院等に入院又は入所中の障害者に提供 した場合」は算定不可	100 単位	
移動介護加算		
1時間未満	100 単位	
1時間以上1時間30分未満	125 単位	
1時間30分以上2時間未満	150 単位	
2時間以上2時間30分未満	175 単位	
2時間30分以上3時間未満	200 単位	
3時間以上	250 単位	
2人の重度訪問介護従業者による場合	× 2	
熟練従事者が同行して支援を行う場合	× 1.7	

旧単価

重度障害者等の場合	15 %
障害者支援区分6に該当する者の場合	8.5 %
2人の重度訪問介護従業者による場合	× 2
熟練従事者が同行して支援を行う場合	× 1.7
夜間もしくは早朝の場合	25 %
深夜の場合	50 %
90日以上利用減算 「病院等に入院又は入所中の障害者に提供 した場合」に限る	80 %
特定事業所加算（Ⅰ）	20 %
特定事業所加算（Ⅱ）	10 %
特定事業所加算（Ⅲ）	10 %
特別地域加算	15 %
緊急時対応加算	100 単位
喀痰吸引等支援体制加算 「病院等に入院又は入所中の障害者に提供 した場合」は算定不可	100 単位
移動介護加算	
1時間未満	100 単位
1時間以上1時間30分未満	125 単位
1時間30分以上2時間未満	150 単位
2時間以上2時間30分未満	175 単位
2時間30分以上3時間未満	200 単位
3時間以上	250 単位
2人の重度訪問介護従業者による場合	× 2
熟練従事者が同行して支援を行う場合	× 1.7

重度訪問介護

令和3年度報酬単価

初回加算	200 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
行動障害支援連携加算	584 単位	
移動介護緊急時支援加算	240 単位	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	20.0 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	14.6 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	8.1 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%	
※ (Ⅳ) と (Ⅴ) は将来的に廃止		
福祉・介護職員処遇改善特別加算	2.6 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	7.0 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	5.5 %	

旧単価

初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
行動障害支援連携加算	584 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	19.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	13.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	7.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※ (Ⅳ) と (Ⅴ) は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	2.6 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	4.5 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3.6 %